

上野事務所ニュース

令和7年2月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

今年、生年月 日で影響を 受ける方

(1)昭和60年生まれ (満40歳)

- ・介護保険第2号被保険者に該当

⇒誕生日の前日が属する月より介護保険料が発生します。発生した翌月に支払われる給与から健康保険料に加えて、介護保険料も徴収します。

◆1日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は1/31です。

【誕生日前日の属する月】

1月です。1月分より介護保険料が発生します。

【保険料の徴収月】

2月です。2月支払分で徴収します。

(2)昭和40年生まれ(満60歳)

- ・60歳到達時賃金月額登録

⇒5年以上雇用保険に加入している場合、登録ができます。60歳到達時賃金月額の75%未満の賃金で働く場合、高年齢雇用継続基本給付金が支給されます。

- ・退職後継続再雇用の社会保険

⇒定年等により退職し、1日も空くことなく同じ会社に再雇用され、給与支給額が変わる場合には、同日付で被保険者資格の喪失及び取得ができます。

(給与が下がった場合には、保険料が安くなります。)

(3)昭和37年4月2日以降生まれの 女性(満63歳)

- ・必要な加入年数を満たしていれば特別支給の老齢厚生年金の請求ができますが、社会保険に加入して働く場合には、賃金の額に応じて年金が調整されます。また、高年齢雇用継続給付受給中は、最

高で標準報酬月額の6%相当の年金額が停止となります。

(4)昭和35年生まれ(満65歳)

- ・介護保険第1号被保険者に該当

⇒介護保険料は直接市町村に納付(年金から天引き)となります。誕生日の前日が属する月より介護保険料がかからなくなります。かからなくなった翌月に支払われる給与から介護保険料を控除する必要はありません。

◆1日生まれの方はご注意ください。

(例) 2/1 誕生日の前日は1/31です。

【誕生日前日の属する月】

1月です。1月分より介護保険料がかからなくなります。

【保険料を控除しなくなる月】

2月です。2月支払分から保険料を控除しません。

- ・老齢基礎年金は満額受給できます。
- ・社会保険に加入して働く場合には、賃金の額に応じて年金が調整されます。なお、「在職定時改定」制度によって、在職中の老齢厚生年金受給者は、毎年10月に年金額が改定されます。

(5)昭和30年生まれ(満70歳)

- ・厚生年金被保険者資格喪失(厚生年金保険料がかからなくなります。)

⇒手続きは原則不要ですが、報酬が変わる場合には届出が必要です。在職老齢年金の支給停止の仕組みは残ります。

(6)昭和25年生まれ(満75歳)

- ・健康保険被保険者資格喪失(後期高齢者医療制度に移行します。)

⇒給与から控除する健康保険料は無くなりますが、直接市町村に納付(年金から

天引き)となります。
健康保険の被扶養者が75歳となった場合も、後期高齢者医療制度に移行となります。

マイカー通勤者の通勤手当について

通勤手当を支給している会社は多いと思いますが、その金額をどうやって決めるかは会社に裁量があります。

通勤手当の金額は、公共交通機関での通勤であれば1か月の定期券代を支払う方法、マイカー通勤の場合は「1km20円」のように単価を決めて、通勤距離に応じて支払う方法が多い印象です。最近ではガソリン価格が上昇していることもあり、マイカー通勤者の通勤手当が妥当かどうか、と懸念している方もいるようです。今回は、通勤手当の金額について、単価を決めて通勤距離に応じて支払う場合(片道5kmのケース)を例として、通勤手当の金額を考えます。

①現在のガソリン価格を確認する。

資源エネルギー庁では毎週、都道府県別のガソリン店頭小売価格を公表しています。2月3日時点での千葉県平均価格は、1ℓ182.0円でした。

②車の燃費を決める。

国土交通省では「自動車燃費一覧」を公表しています。最新のガソリン乗用車の燃費平均値は1ℓ当たり19.4kmでした。(ただし、これはメーカーが公表している想定値のため、実際の燃費とは大きく異なる可能性があります。)

③1km当たり単価を計算する。

ガソリン価格÷燃費で1km当たり単価を算出できます。今回のケースでは、①182.0円÷②19.4km=9.3円となります。

④1か月の通勤手当を計算する。

片道5kmの場合、③の1km9.3円から、5km×9.3円=46.5円となり、往復(1日)では46.5円×2=93円です。月の所定労働日数を20日とした場合、93円×20日=1,860円となります。

*計算方法は一例です。この通りにしなければならないというものではありません。

通勤手当そのものについて定めた法律は存在しませんが、所得税法では非課税となる金額(非課税限度額)が定められており、マイカー通勤の場合は片道の通勤距離に応じて非課税限度額が決められています。上記のような片道5kmの通勤では、1か月4,200円までの通勤手当が非課税です。

ガソリン価格の上昇が続いていますが、マイカー通勤者に対する通勤手当を非課税限度額上限と同等の金額で支払っているのであれば、現時点では大きく不足している状態にはならないと考えます。

なお、政府は現在、マイカー通勤者の非課税限度額引き上げを検討しているようです。早ければ年内にも変更される見込みですので、詳細がわかり次第、事務所ニュースでもお伝えします。

労災保険特別加入給付基礎日額の届け出時期について

現在特別加入されている方は、3月2日より給付基礎日額を変更することができます。変更を希望される場合は、次の2つのいずれかの時期に届け出ます。

①3月2日~3月31日の間に新年度分を変更

②年度更新時(6月1日~7月10日)にその年度分を変更

◆注意

②の場合、7月10日以前に対象者に労災が発生するとその年度の給付基礎日額の変更はできません。

例) 給付基礎日額5,000円を令和7年度から10,000円に変更する場合

①3月31日までに変更を届出

⇒4月1日以降いつ労災が発生しても令和7年度の給付基礎日額は10,000円。

②年度更新時に届出を行った場合

i. 4月1日~7月10日に労災発生

⇒令和7年度の給付基礎日額は5,000円。

ii. 7月11日以降に労災発生

⇒令和7年度の給付基礎日額は10,000円。

3月中の変更を希望される方はお早めに上野事務所までご連絡ください。